

〔倭訓栞前編三十一〕みやつこ 日本紀に國造をくのみやつこ、伴造をとものみやつことよめり、

造字は北史に、新羅官十七等を擧し中に第十七を造位とあるによりたりしにや、みやつかへより轉じたる語なるべし、或は御臣ミヤツコの義にて、其國郡を治むると、其部屬を掌るとの分ち也ともいへり、

〔倭訓栞前編十八〕とものみやつこ 日本紀に伴造と見えたり、國造に對していへり、八十伴緒の

職掌ある部類を、すべをさむる任をいふ也、よて孝德紀に若憂訴之人、有伴造者、其伴造先勘當而奏せと見えたり、殿守のとものみやつことよめるは少異れり、

〔職官志〕凡稱造、稱直、是諸部君長之號、總名為伴造、

〔姓序考〕伴造

伴造は、其各部を司るをさしての謂なり、この意は伴トセウ附子也、伴とは其部曲の人をいへり、太古

掌職人は、自其事をなせしから、各部にありて、職をなせしものをば某部と云りし、部は止毛とも

牟禮とも訓て、其職をなす人等をひとつらになしての謂なり、各々にことわけて云には某作と

いへり、伴も部もひとつらのことにて、このなるにはあらず、物部氏、大伴氏は、朝廷の御守護

能八十伴男と云ひ、萬葉集第三第四第六第十七第十八第十九などは、物乃負

るなり、伴雄伎は、伴男多きといへるに、朝懸流伴雄伎、大伴などいへり、八十伴男は、八十部男といへ

右に、このよしを委にいへられたれば、古事記傳第十五卷十八、さるから姓氏錄に造姓いと多かれど、

地號と造の條にいへり、國職號とのみ也、間人、酒人、櫛代、衣縫、神社、宮部、佐伯、門部、刑部、眞髮部、伊部、

神宮部、掃守、秦幡文工、大伴、吳服、坏作等、みな其職をもて氏に負るもの十九氏あり、此外衣縫部、佐

伯部などのたぐひ、部字のそはりしは又其下に在るものにて、是をしも部曲といへり、部曲の事は後

に故伴造としも云は、首伴造、直史の四等姓をいふことになれ、ご、公、國造、縣主、村主、稻置の五等姓までを混同しても伴造といへり、皇極朝廷二年九月丙午云々、仍賜臣連、伴造、帛布、各有差、冬十